

令和7年4月1日付け給与制度の改正について

内容	改正内容	留意点	改正箇所																
<p>給料表の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定の級について、給料月額を最低額を引き上げ、職務や職責をより重視した給料体系とする。 <p>ex)教育職(1)の場合 [改正前]4級1号給 給料月額 423,900円 [改正後]4級1号給 給料月額 451,900円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料表の見直しによる号給の切替えに伴い、R6年度と比較し、R7年度の号給が下がる可能性があるが、<u>給料月額を引き上げにより、給与水準は減少しない(以下の例を参照のこと)</u> <p>[対象となる職務の級]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育職(1)(2):特2級～4級 学校栄養職:3級～5級 事務職:3級～6級 行政職:3級～10級 医療職(2):3級～8級 技能職:1級、3～5級 <p>ex)教育職(1)の場合(昇給は加味していない) [R6:切替前]3級50号給 給料月額:424,400円 [R7:切替後]3級34号給 給料月額:424,400円</p>	<p>学校職員給与条例別表 職員給与条例別表 など</p>																
<p>扶養手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金額の見直し (見直しの内容は表のとおり) <table border="1" data-bbox="326 868 1003 1062"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td>(支給しない)</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記金額は、1か月当たりの手当額</p>	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	扶養親族				配偶者	6,500円	3,000円	(支給しない)	子	10,000円	11,500円	13,000円	<ul style="list-style-type: none"> 金額の見直しについて、職員本人が行う手続きは原則としてなし ただし、<u>配偶者について心身に著しい障害がある場合、配偶者に係る手当ではなく心身に著しい障害を有する者(6,500円)として扶養手当の申請を行うことも可能であり、その場合は、再度申請が必要</u> 父母等の扶養親族については変更なし 	<p>学校職員給与条例 § 9 職員給与条例 § 8</p>
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																
扶養親族																			
配偶者	6,500円	3,000円	(支給しない)																
子	10,000円	11,500円	13,000円																
<p>地域手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給割合を8.3%から8.5%に引き上げ (給与水準が変わらないよう給料表に乗じる割合を調整) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域手当の引き上げに伴い、給料表に乗じる割合を調整するため、給与水準の増減はない (給料表に乗じる割合:1.01571→1.0139) 	<p>学校職員給与条例 § 9の2 職員給与条例 § 9の2</p>																

令和7年4月1日付け給与制度の改正について

内容	改正内容	留意点	改正箇所
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 1か月当たりの支給限度額の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1か月当たりの支給限度額を、7万5千円→15万円に引上げ 15万円の範囲内で、新幹線等(*)の特別料金を全額支給 新幹線等の利用要件のうち、以下の2つを廃止 <ul style="list-style-type: none"> 新幹線等の一の利用区間の距離が片道40km以上 新幹線等を利用することにより、片道の総通勤時間が30分以上短縮 * 新幹線、特別急行列車、急行列車、高速自動車国道等の有料道路 1箇月当たりの通勤所要回数の端数処理方法を切り上げに変更 臨時的任用教職員及び任期付職員について、月途中で採用された場合においても、通勤手当を日割りで支給 	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線等の利用要件のうち、「新幹線等を利用しないで通勤した場合の片道の総通勤距離が60km以上又は総通勤時間が90分以上」は、従前どおり 既に支給限度額に達している場合や、往復とも新幹線等の認定を受けている場合は、新たに届出不要* *1月15万円を超える場合は、新たな届出が必要 現在、新幹線等が片道のみ認定されている場合や、新たに利用を希望する場合は、届出が必要 1箇月当たりの通勤所要回数の端数処理方法の変更に伴い、短時間勤務教職員については、通勤手当の再計算が必要な場合がある(対応は市町村立学校のみ。詳細は「令和7年度当初給与例規改正に伴う市町村立学校給与等報告システムに係る事務処理について(通知)」を参照ください。) 通勤手当の日割りについて、詳細は例規改正通知に添付されている概要資料を参照ください 	<p>学校職員給与条例 § 9の5 学校職員の通勤手当に関する規則 § 8の3、§ 10 職員給与条例 § 10 通勤手当に関する規則 § 8の3、§ 10 など</p>
在宅勤務等手当	<ul style="list-style-type: none"> 休暇等の時間を除く勤務時間の全部について、在宅勤務を行った場合に、月3,000円の範囲内で支給する手当を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 月11回以上自宅勤務を行う場合(自宅勤務の計画を作成)には、通勤手当の減額調整を行う 在宅勤務等手当を支給した場合には、在宅勤務等手当支給実績簿を作成が必要 詳細は、例規改正通知に添付されている概要資料を参照ください 	<p>学校職員給与条例 § 9の8 職員給与条例 § 11の2 など</p>
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用教職員に対して新たに支給 		<p>学校職員給与条例 § 9の7 職員給与条例 § 12条の3</p>
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 災害等への対応として勤務した場合の支給対象時間帯の拡大 改正前:平日午前 0時～午前5時 改正後:平日午後10時～午前5時 		<p>学校職員給与条例 § 11の3 職員給与条例 § 16条の2</p>

令和7年4月1日付け給与制度の改正について

内容	改正内容	留意点	改正箇所
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 再任用教職員に対して新たに支給 	<ul style="list-style-type: none"> 現在再任用職員の者等、住居手当を受給していない者が新たに住居手当の支給を受ける場合は、新たに申請手続きが必要 現在、住居手当を受給している者が、R7.4.1から新たに再任用職員となる際、家賃額等の認定に係る要件が何も変わらない場合、再度の申請は原則として不要。 	学校職員給与条例 § 12 の 11 職員給与条例 § 19 条 の 6 など
会計年度任用(学校)職員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の給料表の改正を踏まえ、報酬等基準額表の改正を予定 地域手当も支給割合を8.3%から8.5%に引上げ(常勤と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> R6. 4.1に遡及改定したものとR7.4.1施行では報酬等基準額表が異なる 常勤職員と同様に在宅勤務等(自宅勤務)を行った場合は、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給 	会計年度任用(学校)職員の報酬等に関する規則別表

令和7年4月1日付け旅費制度の改正について

内容	改正内容	改正箇所								
<p>宿泊料の支給方式の変更</p>	<p>定額支給→旅行先に応じた上限付き実費支給 ※児童生徒引率に伴う旅行は、従前どおり実費支給</p>	<p>職員の旅費に関する条例 § 20、33</p>								
<p>日当の内容変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 宿泊料の定額に含まれていた「朝・夕食代及び宿泊に伴う諸雑費」を、新たに日当として支給 • 昼食代の廃止 →旅費制度改正に伴い、児童生徒引率時の旅行時に添付する<u>旅行内訳書の様式を改正</u> <p>◆改正後日当の支給要件及び支給額</p> <p><内国旅行></p> <table border="1" data-bbox="598 635 1852 865"> <thead> <tr> <th>旅行内容</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程200km以上の県外旅行中に午後12時に至る日</td> <td>3,600円/日</td> </tr> <tr> <td>行程200km以上の県外旅行(上記に該当する日を除く)</td> <td>1,200円/日</td> </tr> <tr> <td>県内旅行又は行程200km未満の県外旅行中に午後12時に至る日</td> <td>2,400円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p><外国旅行> 旅行先に応じた定額支給</p>	旅行内容	支給額	行程200km以上の県外旅行中に午後12時に至る日	3,600円/日	行程200km以上の県外旅行(上記に該当する日を除く)	1,200円/日	県内旅行又は行程200km未満の県外旅行中に午後12時に至る日	2,400円/日	<p>条例 § 19、33</p>
旅行内容	支給額									
行程200km以上の県外旅行中に午後12時に至る日	3,600円/日									
行程200km以上の県外旅行(上記に該当する日を除く)	1,200円/日									
県内旅行又は行程200km未満の県外旅行中に午後12時に至る日	2,400円/日									
<p>同一地域滞在中の日当・宿泊料の減額廃止</p>	<p>日当及び宿泊料について、同一地域滞在日数が30日を超える場合に定額の1/10、60日を超える場合に2/10減じていたものを廃止</p>	<p>条例 § 9</p>								
<p>食卓料の廃止</p>	<p>日を跨ぐ水路・航空旅行の際に支給していた食卓料を廃止し、日当として支給</p>	<p>条例 § 21、33</p>								
<p>自家用自動車及び原付等の車賃額の改定</p>	<p>自動車:18円/km → 23円/km 原付等:9円/km → 23円/km</p>	<p>条例 § 18 など</p>								
<p>改正後条例が適用される旅行</p>	<p>令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については改正前条例を適用(例:旅行期間が3/31～4/3の場合、改正前条例を適用)</p>									

【参考・旅費】旅行先に応じた宿泊料上限額及び外国旅行の日当

国内旅行の宿泊料上限額

都道府県	特別職	一般職
埼玉、東京、京都	40,000円	19,000円
福岡	38,000円	18,000円
千葉	36,000円	17,000円
神奈川、新潟	34,000円	16,000円
香川	32,000円	15,000円
熊本	29,000円	14,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	27,000円	13,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	25,000円	12,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	23,000円	11,000円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	21,000円	10,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	19,000円	9,000円
福島、鳥取、山口	17,000円	8,000円

外国旅行の日当

※ 主な国のみ記載

主な国	日当
シンガポール、タイ、韓国、フィリピン、オーストラリア、アメリカ、メキシコ、イギリス	5,400円
中国、ネパール、マレーシア	5,100円
インド、ベトナム、キューバ	4,800円
インドネシア	4,500円
ブラジル	3,900円

外国旅行の宿泊料上限額

※ 主な都市のみ記載

主な都市	特別職	一般職
米・ボストン	94,000円	59,000円
米・ニューヨーク	91,000円	57,000円
米・ワシントン	86,000円	54,000円
米・サンフランシスコ、ホノルル	78,000円	49,000円
米・シカゴ、英・ロンドン	70,000円	44,000円
米・デトロイト、サウジアラビア・リヤド	69,000円	43,000円
米・シアトル、ロサンゼルス	67,000円	42,000円
スイス・ジュネーブ、仏・パリ	61,000円	38,000円
シンガポール・シンガポール	54,000円	34,000円
中・香港、エジプト・カイロ	51,000円	32,000円
伊・ローマ、アラブ首長国連邦・アブダビ	48,000円	30,000円
豪・キャンベラ、シドニー	46,000円	29,000円
韓・ソウル、ケニア・ナイロビ	42,000円	26,000円
独・ベルリン	40,000円	25,000円
オーストリア・ウィーン	38,000円	24,000円
印・ムンバイ、韓・済州	37,000円	23,000円
露・モスクワ	34,000円	21,000円
タイ・バンコク、トルコ・イスタンブール	32,000円	20,000円
メキシコ・メキシコ	30,000円	19,000円
印・ニューデリー、韓・釜山	29,000円	18,000円
中・北京、広州、上海	27,000円	17,000円
インドネシア・ジャカルタ	26,000円	16,000円
トルコ・アンカラ	24,000円	15,000円
マレーシア・クアラルンプール	22,000円	14,000円
中・重慶	18,000円	11,000円